SNS 文化における哲学的な「忘れられる権利」

――訂正不可能な超越論的「赦し」と「裏切り」の倫理――

The Philosophical "Right to be Forgotten" in SNS Culture

Ethics of Uncorrectable Transcendental "Pardon" and "Betrayal"

霜山博也*1

Hiroya Shimoyama

*1名古屋芸術大学 Nagoya University Of Arts

要旨: 本研究では、現代メディアの SNS 等で問題となっているアイデンティティ・ポリティクスやキャンセル・カルチャーについて考察し、さらに、発話行為の「忘れられる権利」を哲学的に問うのが目的である。

キーワード: SNS 文化, キャンセル・カルチャー, 忘れられる権利, 超越論的哲学, 超越論的裏切り

Abstract: This study examines problems identity politics and cancel culture at SNS of the modern media. Furthermore, it aims to philosophically consider the "right to be forgotten" in the speech act.

Keywords: SNS culture, cancel culture, right to be forgotten, transcendental philosophy, transcendental betrayal

1. はじめに---

本研究では、SNS 文化を分析するため「超越論 的な裏切り[transcendental betrayal]」という概念を 提起する。近年において、「オールドメディア(新 聞、ラジオとテレビ放送局)」と「ニューメディア (インターネットのサイト、SNS)」の区別が恣意 的に言われる。あたかも、SNS がまったくの新奇 性や変革性を秘めているかのごとく語られるが、 それは本当なのか。本稿では、**そのオールドとニ** ューを越えたメディアにおける 「言語行為[speech act]」を哲学的に、あるいは、さらに深くなぜそれ が行為として働くのかを「超越論的経験論 [empirisme transcendental]」として問う。メディア論 の創始者であるマクルーハンは、メディアが送っ てくる情報の具体的な「内容」を分析するのでは なく、メディアの「形式」が人間における経験の条 件を変えてしまうことを超越論的に問う(「メデ ィアはメッセージである」、メディアの「形式」こ そが人間の経験を変える本当の情報となる)。

例えば、太古において話し言葉こそがメディアであ り、人間にとって聴覚が最も重要であった。それに対 して、文字というメディアが生まれ書き言葉ができ、 視覚の方が優位になった。しかしながら、ラジオはMC の言うことを一方的に集中して聞くという聴覚の変化 をもたらした。そして、最後にテレビは映像と音声が ありそれらを視聴者が自由に探索して視聴するという 自由な諸感覚をもたらしたとマクルーハンはする。メ ディアこそが人間における経験の条件を変化させて いき、その条件自体を問うものが超越論的哲学の役割 である。同じように、哲学の役割による超越論的な 問いは SNS での「何を言っているか(経験的)」 ではなく、「発話する、表現することの背景や、そ の根本に何があるのか(超越論的)」を哲学的に問 うことにつながっていく。しかしながら、それは 思考として経験の条件が明らかになるだけで、経 験の条件自体を感覚可能にするのではない。

メディアについての「オールド」と「ニュー」の 定義はなされておらず、新しいとされるものから 既存のメディアが非難される。マクルーハンは、 古さと新しさの記憶の危険性を以下のように説く。 「過去はあっちに去っていった。まったく新しい状況に直面すると、われわれはいつも一番近い過去の事物や様式にしがみつくものである。われわれはバックミラーごしに現在を見ている。われわれは未来にむかって後ろ向きに行進している。郊外の住民は、想像のうえでは、西部劇の地に住んでいるのである。[マクルーハン、pp.76-77]」

メディアの「オールド」と「ニュー」は、きちんと(哲学的に)考察されておらず、あくまで感覚的や経験的な考えに基づいて意見されているにすぎない。メディアの「ニュー」は本当に、新たな見方から使用されているのだろうか、前を向いているようで、過去の「オールド」から透かし見ているだけにすぎないのではないか。著者は、かつてキャンセル・カルチャーを分析するために「超越論的な赦し[transcendental pardon]」という概念を提起した。しかしながら、複雑になった情報化社会に対抗するためには、この概念だけで現状分析が機能しないので、さらに新たな概念を提起する必要がある。したがって、本研究では SNS における現状分析と、「言語行為」について哲学的な考察を進展させることで、新たな対抗的概念を機能させることの意義を明らかにする。

2. 差別構造の脱構築

東京 2020 オリンピック競技大会では開催式関係者の過去における言動が SNS 上で問題視され、数人が辞任や解任 (キャンセル) されるという事態になった。また、女子ボクシングについて、ある元プロ野球選手の発言が「女性差別」であるとして問題となった(その後、彼は番組での解説者を辞めることになる)。SNSなどのメデイアにおいて発話された言葉は、「《私》は《あなた》の発言が差別だと思う」というものである。差別的発言自体はたしかに批判されるべきだが、在日朝鮮人である解説者が過去にどのような差別を受けたのかは完全に都合よく忘れられてしまっている。

原爆が炸裂した日本の一都市で敗戦を迎え、その後 三十年たってから、日本のプロ野球の第一人者となった韓国籍の左打者のことを多くの人が知っている。 その左打者が、その原爆都市で初めて試合をするというので、正しく美しく日本語を話しはしない高齢の朝鮮半島出身の母親が観戦に来た。その母親のまわりで、息子の左打者に対する面罵の言葉が浴びせられる。母親は、どうするのか。頑迷に日本語を口 にすることを拒否するだろう。新聞や雑誌が伝えている限りを再現するほかはないこの母親の沈黙、それが美しく正しい日本語として耳に響かなかったからといって、そこに言葉が生きられていないと誰がいうのか。[蓮實、p.241]」

彼が受けたのは球場全体からの差別的言動であり、その酷さは、母親がその日から日本語を話すのを止めるほどであった。彼女は日本語が上手くはなかったが、その日に聞いた日本語と彼女の拙い日本語、「美しい」のはどちらか。「女性差別」を許さないとしながら、その背後には、日本の国籍をもたないものを追放したいという差別意識が働いているのではないか。

「《私》は《あなた》の発言が差別だと思う」とい う言葉は、《あなた》に相当する「日本国籍をもたな いやつを排除する」効果を暗黙のうちにもっていたこ とになる。差別反対といつつ、それを嫌いな奴を差別 するために利用するのだ。何もしていないのに、発話 することによって、発話した《私》が正しく、非難さ れた《あなた》は間違っていることになる。これと同 じような効果を持つ言表が日本語にはあり、それは 「《私》は《あなた》の仰ることには違和感を覚えま す」という言表である。これが発話されると、送られ ている情報を超えて、それ以上に、周囲や環境に対し 、、、、、、、、、、、、 て別の効果をもたらす。詳しく分析するならば、(1)《あ なた》の言動はおかしい、(2)理由はないので質問を禁 じる、(3)それを感じた自分(《私》)は凄い、という ことを思わせる効果を発揮する。「違和感」自体のこ とを説明せずに、この文章を発話するだけで、相手の 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 何かが間違っていて、自分の何かが正しいという印象 ィアが発達した現代では、上手くやればこの効果を全 世界に向けて発揮させることができる。ただ、ひとフ レーズの言葉をコピーするだけで、自分の好まない相 手を攻撃できて、自分にはたくさんの「いいね」がや ってくるのだ。もはや自分の頭で考える必要はなく、 自分に都合のよい効果を発揮するものを見分けて、そ の効果をいかに十全に発揮させるかが問題となる。こ の傾向は明らかに、情報化社会の発展、あるいは、SNS の発達から来ている。

SNS などの新たなメディアにおいては、自分自身 (「言表行為の主体」) がどのように考えるかではな くて、スマホを扱う親指で言表の効果を判断するよう になったのだ。それは、もはや自分に都合のよいもの を二分法で判断して、その二分に漏れるものをひたす ら切り捨ていく機械的センサーのようなものでしかな い。つまり、人間は有用/無用、有益/無益、あるい は、必要/不必要を親指で瞬間的に判断するようにな ったのだ。自分では何もせずに、ネットにあったもの を引用して、そこから自分のために効果を引き出そう とすること。たとえば、「だから今の若者は」「老 害」という言表は、年齢という分かりやすいものを掴 ど) 何の役に立つのか」という言表は、これまでの歴 をコピーしたにすぎないのに、発話した人(「言表行 為の主体」)は凄いということになる効果を秘めてい る。時間の無駄を省く、効率性を最も重視するなら ば、発話することさえ時間の無駄なのだから、

「《私》はこの効果が欲しい」と正直に言えばいいのだが、それはしないのである。現代では普段の会話とは別に、思想的なこと、あるいは、政治や社会的な問題を論じるときには、自分が本当に思っていることと、文章上の主語(《私》=「言表の主体」)が文章において表現することが一致しない傾向が強いのではないか(後述するように、意図したものから逸脱し、変化してしまう発話の行為遂行となる)。

ところで、東京2020オリンピック競技大会の女子 陸上砲丸投げの表彰式において、銀メダルを獲得した レーベン・ソーンダーズは、その表彰台において、抗 議行動とされる X ポーズを行った。彼女は「X」の意 味について、「抑圧されたすべての人が出会う交差地 点」、「闘っているのに、自分たちの意見を主張する 機会がない世界中の人たちを代表したい」、「私は本 当に多くの人を代表している」と説明した。また、彼 女の目標は「これまでつねに目指してきた自分になる こと、自分らしく振る舞い、それについて謝らずに済 むようになること」、そして、伝えたいのが「周りが 何を言おうと、どれだけ型にはめようとしてきても、 あなたはあなたでいられること」とのことであった。 彼女が参考にしたブラック・パワー・サリュート(公 民権運動でよく行われた、拳を高く掲げ黒人差別に抗 議する示威行為。メキシコシティオリンピックで、ト ミー・スミスとジョン・カーロスが行ったものが有 名) は、差別されている黒人のために差別している

白人に抗議するという具体的な抗議活動であった。ところで、「X」ポーズは、どのような被害者のためにどのような加害者に対して抗議したいのであろうか。抗議というものは、具体的な何かを、具体的な誰かにすることであり、だからこそ「《私》はこれを《あの人たち》に抗議する」という意味をもつ。《私》、《あなた》、《あの人たち》などの言葉は「転位語[shifter:転換子]」であり、それを特定するための詳細な情報がなければ何を指しているのか分からない。「被害者 X」と加害者である《あの人たち》は情報がないため永遠に特定されないのであり、空虚な発話行為に何か意味があるのか。このポーズが認められるならば、抗議をしない抗議活動がこの世には存在するということになってしまうのではないか。

おそらくこれから先、新たな弱者や被差別者が出て くるたびに、その「X」のなかに含められていくので あろうが、どこまでそれが続くのか。最近では、新た な差別が新たな言葉によって示されて、それによって 差別を被る人の身体が可視化されることが行われてい る。プロセスとしては、差別を失くそう→まだ差別さ れている人々がいる→まだ明らかにされていないだけ で新たな差別がある→見えない差別を表す新しい言葉 を作ろう→あの人がそうだ(被差別者の身体の可視 化)、というものだ。「アイデンティティ・ポリティ クス」とは、ジェンダー、人種、民族、性的指向、障 害など特定のアイデンティティ・マイノリティーに基 づく集団の利益を代弁して行う政治活動のことであ る。それは、「世の中にはこんな差別を受けている人 がいるんだ!なんで知らないんだ!」と、新しい被差 別者を代弁して他との進歩性をアピールする行為とな る。そして、その倫理性のアピールのために、《私》 の属性がどこまでも増えていく。これに似ているもの として、生命倫理における「医療化」の問題がある。 「たとえば、遅刻を繰り返すこと、『空気を読む』の が苦手なこと、ギャンブルに依存してしまうことなど が、現代では精神的疾患の一つとして名称を与えら れ、医学的治療の対象になってきている。[『生命倫 理』, p.72]」これらは、これまで「個性」として考え られ、許容されていたが、現代社会にとって「有用」 ではないという理由で精神的疾患とされてしまう。し かしながら、「精神的健康」の内容は、時代や社会、 さらには文化でもまったく異なる。本来であれば社会 的に解決されるべき問題を、個人の身体や心を変える 医療の問題にしてしまい、医療の中に取り込んでい

き、克服されるべき社会的な諸構造の共犯者へと医療 はなってしまう(弱者は医療によって作られる)。

「アイデンティティ・ポリティクス」もまた、差別 を失くしているようで、新たな差別を作っているので はないか。Xポーズによる被差別者の代表パフォーマ ンス(「行為遂行」)は、逆説的に差別そのものがこ れからも無くならないこと、弱者や被差別者は真の 「他者」ではなく一般的とされる権利や配慮を与えら れることで他と同じものになってしまうことを示して いることにならないか。あるいは、新たな弱者と被差 別者を指す言葉が生まれるたびに新たな差別が生まれ てしまうこと、見えない弱者がいるどころか言葉によ って見えるようになると新たな差別が生まれること (「包摂」と「排除」)、そして、誰もこの包摂と排 除の構造からは逃れられないことを暗黙のうちに代表 してしまっているのではないか。「X」のパフォーマ ンスは意図とは逆に、差別と偏見、弱者と被差別者が ひたすら増え続け、被差別者の悲しみと苦しみ、差別 主義者の憎しみと怒りがさらに増え続けることしか代 表していない(「倒錯行為遂行[perver-formative]」: デリダはこのような意図したものとつねに逆になるパ フォーマンスを、行為遂行的なものと事実確認的なも のを脱構築するものとして示した)。世界にはまだ見 えない差別があることをソーンダーズは言いたかった のかもしれないが、本当にパフォーマンスをつうじて 人々に見えるように、経験可能にさせるべきだったの は、この包摂と排除の差別構造自体だったのではない か(経験的な、具体的なものだけを考えるのではな く、経験の条件そのものを超越論的に問うて、差別構 造自体を経験可能にさせる思考[脱構築: déconstruction] の重要性)。こうして、現代のメディア、SNS等に おける発話はその文章による表現とは別に、発話する 主体(「言表行為の主体」)にとって都合の良い効 果を得ようとする行為になっている。

3. 「訂正不可能性」な他者性について

それならば、差別の問題について、排除と包摂の構造ではない仕方で考えるには、どうすればよいのか。とくに重要なのは、弱者や被差別者は真の「他者」ではなく、一般的とされる権利と配慮を与えられることで他と「同じもの」に還元されることである。丹生谷貴志は BLM 運動を扱った論考である「Black / Dark Matter」において、これまでの社会運動や権利運動とは異なり、BLM には身体に対する別の問いが潜んでいることを指摘している。彼はウィリアム・フォークナー

の作品や、さまざまな例を引きながら、アメリカの白 人は長い歴史のなかでどこかで黒人の血が入っており、 白人の抱える恐怖は、いつか眠っていたその血が遺伝 において発現するのではないかということを指摘して いる。自分は自分のことを純粋な白人だと思っている が、身体に眠っているその血は赦してくれず、いつか 《私》のアイデンティティを無効にしてしまうかもし れない。たとえば、アメリカの歌手ダイナ・ショアは 結婚して子供を生んだが、その子は明らかに黒人の特 徴をもっており、彼女は自分の家系に黒人がいたこと、 自分が純粋な白人ではないことにショックを受けて自 殺未遂をしてしまう。その後、なんと彼女は自分のア イデンティティを傷つけたとして、両親や親族を訴え た。実際、アメリカでは州によって異なるが、家系の 血で黒人が 16 分の 1 以内ならば白人として認めると いう法律まであったのだ。おそらく、その範囲内であ れば黒人の特徴は、遺伝的には発現しないということ なのだろう[丹生谷, pp.254-256]。

しかしながら、本当なのか。《私》はあくまで自分 の望む《私》だと思っているが、その身体においては 自分が差別している「他者」がいつも潜んでおり、あ るとき現れて《私》であることを無効にしてしまうの ではないか。BLM 運動もまた他の運動と同じように 《私》を中心にして、他の人種と同じ権利を要求する ものであり、社会的権利のなかへと包摂されることを 望んでいるだけである。そして、つねに排除され続け る弱者は残るのであり、《私》からはその弱者たちは 見えないままとなる。レーベン・ソーンダーズのよう に、それを「X」=「抑圧されたすべての人が出会う交 差地点」と言ったところで、終わりなき包摂と排除の 差別構造を差別的に代表するだけで、その差別構造自 体が見えるようになったわけではない。挙句の果てに、 ソーンダーズは自分の活動の目標を「これまでつねに 目指してきた自分になること、自分らしく振る舞い、 それについて謝らずに済むようになること」としてお り、あくまで《私》から見えるものしか興味が無いこ が《私》のままで包摂されることを望んでおり、その ための共感と同情を別の《私》に要求しているだけだ。

しかしながら、身体に潜んでいる誰でもない「他者」はそれで赦してくれるだろうか。たとえ、自分は被差別者であると言い張っても、人間の身体のなかで(血による)新たな「他者」は目覚めて、自分が望んでいる経験的な《私》を裏切り新たな超越論的な問いを突

きつけてくる。ジャン=リュック・ナンシーはそのような身体における他者を以下にように説明する。

[他者を]崇拝することは、あらゆる宛先を超過するものへと向かう/自らを送る。さらには、それは到達をめざすことなく、意図さえなく向かう。どこかへ向かいさえしないことをも受け入れる。それが送られる外をめざすことも指し示すことも認識することもできないということを受け入れる。それを外と識別できないことさえありうる。なぜならそれは今ここで、他のどこでもなく、大きく開かれた「ここ」で起こるのだから。それは開いた口、あるいは眼、耳でしかない。ただ開かれた身体でしかないのだ。それらのあらゆる開口部に於いて、身体は崇拝/差し向け/語りかけのうちにある。「大きく開かれたここ」、今やそれこそが世界であり、それはわれわれの世界なのだ。それは他でもないそれ自身に開かれている[ナンシー, p.54, 補足引用者]。

BLM 運動が重要なのは、これまでの運動に対する別の 問いを提起することによって、身体を「他者」と新た な問題を分かちあう「場」にする契機になりうること である。そのとき、差別を失くすための身体性を重視 する運動が始まるだろう。それは、これまでの包摂と 排除の差別構造から抜け出るものであり、新たな差別 を表す言葉で名指され可視化される身体による運動で はない。それぞれの身体に潜む「他者」からはどんな 人間であっても逃げられず (「複数にして単数の存在」 としての身体)、つねにすでに《私》のアイデンティ ティは「差延[différance]」されているということが運 **動の前提になっている**。 あらゆる人間は自分のアイデ ンティティを、いつもすでに「他者」に「お前はじつ は利己的なだけだ」と批判されており、(気づいてい ないだけあったとしても) 社会運動において自分だけ の利益を求めることは誰であったとしても赦されない。 このような誰でも無い、何かに還元できない他者性 は、赦してくることがなく、また、他者性が生じるこ とをキャンセルすることもできない。キャンセル・カ ルチャーは差別的な言動や加害行為をしたものを、社 会からキャンセルしようとするものである。しかしな がら、それはある《私》から見た加害者であり、その 《私》も他の誰かから見れば別の加害者かもしれない。 そのとき、キャンセルすべきものという信念は相対的 なものとなってしまう。それならば、社会におけるそ

の信念を絶対的なものと考えなければ問題は片付くの であろうか。 東浩紀は以下のように述べる。

哲学とはなにか、と問いながらこの本を書いた。本書の主題である「訂正可能性」は、その問いに対する現時点での回答である。哲学とは、過去の哲学を「訂正」する営みの連鎖であり、ぼくたちはそのようにしてしか「正義」や「真理」や「愛」といった超越的な概念を生きることができない。…人間が人間であるかぎり、ぼくたちは結局同じ幻想を抱いて生きることしかできない。同じルールのもとで、同じゲームをプレイし続けることしかできない。正義や愛を信じることしかできない。だとすれば、ぼくたちに必要なのは、ルールを解明する力ではなく、まずはそのルールを変える力、ルールがいかに変わりうるかを示す力なのではないか「東, pp.344-346]。

東は、デリダがかつて述べた「哲学者の責任は超越論的な問いを提起すること」という言葉を完全に忘れてしまい、言われつくした過去のものをパッチワークするだけで、現在のルールをその都度変えましょうという、かつてなら「修正主義」として批判されたであろう答えしか出さない。ただ経験的に物事を考えるだけで、本当に新たな問いを超越論的に提起することなどしていない。東は日本で起きた学者どうしのキャンセル行為について否定的な態度を取り続けたが、それへの回答があまりにも経験的な「ルールはつねにキャンセルされて、新しいものになる」でよいのか。

著者はかつてキャンセル・カルチャーについて、「超 越論的な赦し」という概念を提起し、発話行為におい てキャンセルできないものが存在することを明らかに した。発話行為において、その経験の条件となるのは、 その言表が聞かれること、読まれることであり、相手 にそのことを「赦して」もらわない限り発話行為は成 立しない。暴言、差別的言動、加害行為であろうが、 相手がそれを発話行為と認めない限りは意味をなさな いのである。お互いに傷つけ合い、憎み合っていても、 たがいの発話行為を赦し合わなければならならない。 この「赦し」は発話行為という経験の前に超越論的に 働いており、誰もそれをキャンセルすることはできな い。人間は発話行為をするとき、意図せずに、あるい は、それから逸脱して、赦しと赦しを請う行為遂行を 行っているのだ。その他者性は、つねにすでに《私》 を「差延」して、変化をもたらしてしまい、そこから 逃れることはできない[霜山,2023参照]。ところで、差 別的な言動や加害行為をしたものの記録は残り続け、 いつまでもそのことを言われ続ける(小山田圭吾のい じめ記事はいくつか改変されている、との情報あるが …)。過去の行為については「忘れられる権利」が言 われ、『忘れられる権利[ジョーンズ,2021]』や『ネッ ト社会と忘れられる権利[奥田,2016]』等の具体的で経 験的な事例による研究がある。この「忘れられる権利」 を哲学的に問うとどのようになるだろうか。

自分が何について語っているのかをよく知っていな がら、また私が彼にした悪を、つまり私が許しを求 めるときですらも、したがってさらにいっそう裏切 り、この誓約違反――誓約はすでに誓約違反だった のだから――を、その不誠実そのものを引き延ばす ときにも、私が彼にしつづけている悪を、今度は彼 に代わって私が体験するために、その悪をよく知っ ていながら、彼に許しを求めるほど、私は他者と、 つまり犠牲者と十分に同一化していなければならな いと思われる以上、私は、誰か他の者に許しを求め るなどということができるのだろうか。[デリダ,p.318]

人は悪をなしたと自覚して、その罪を認めて、反省 するとき、相手に対して許しを求めることになる。そ のとき、「ごめんなさい」「申し訳ありません」と発 話するのだが、その人に対する許しを求める前に、そ れが発話行為自体となることを「赦して」もらわなけ ればならない。自分がなした悪について許しを求める 前に、まず別の事柄に対して「赦し」を求めなければ ならないのだ。真っ先に、その相手に謝らなければい けないのに、それができずに別の事柄を優先させてし まう。それはまさに「誓約違反」であり、相手に対す る「裏切り」である。言語を用いるならば、いつまで も直接に謝ることはできず、その悪を繰り返すことに なってしまう。SNS などのメディアでは、誰かが悪を なすと「謝れ」と無関係なもの達が代弁的非難をする が、非難の発話行為もまずは赦し・赦されないといけ ない。これは、悪をなされた被害者に対する裏切りで **ある**。また、悪をなしたものも謝ろうとするのだが、 他のものにまず謝ってしまい、いつまでも直接に謝る ことができない。これもまた、被害者に対する裏切り である。したがって、「謝罪」という発話行為には、 つねにすでに「裏切り」がつきまとう。本研究では、 このような「謝罪」において、経験の前に背後で働い ている「裏切り」を、「超越論的裏切り[transcendental betrayal]」という概念によって提起する。

betrayal の語源は古フランス語の「betrayer」に由 来し、その背後にはラテン語の「tradere」がある。 「tradere」は「渡す」や「引き渡す」を意味し、「trans-(超えて)」と「dare (与える)」が組み合わさっ た形からなる。哲学的に、あるいは、超越論的に問 うならば「謝罪」という行為遂行は、つねにすでに 相手を裏切るものであり続ける。しかしながら、 そのとき、人は自ら経験的に認めた《私》を「超え て」、《私》の意図したことと逆になり、逸脱して しまう言語行為の他者性へと自らを「与える」こ とになる。キャンセル・カルチャーにおいては「謝 罪」の発話行為が求められるが、社会的には誰も がその言語行為において被害者を裏切るのであり、 そのことが忘れられている。具体的で経験的な過 去の記憶よりも先に、人はまず他者を裏切ってし まう。このことの「忘れられる権利」はあるのか。 超越論的な問いを提起するとき、別の記憶が経験 され、それは《私》へと還元できない他者との関 係性を、「越えて与えること」、その贈与の行為 <u>遂行となる。贈与は具体的なものを「やる・あげ</u>

る」のではなく(それはただの交換を贈与と偽る 相対主義者の言語行為でしかない[やってもいな い問題提起の発話行為、あたかもただの可能態を 存在論的な「ヴァーチャル」と偽ること」)、経験 の条件そのものをSNSのユーザーに感覚可能にさ せる。経験的な記憶を忘れ、超越論的な別の記憶 を問うこと、そこに倫理的な権利が生じる。最も 重要なことは、コミュニケーションが働きとして 生じることであり、他責の要素はそこに必要ない。

文

マーシャル・マクルーハン、『メディアはマッサージ である』,門林岳史訳,河出文庫,2015年.

連實重彦,『反=日本語論』,ちくま文庫,2004年. ジャック・デリダ,『触覚 ジャン=リュック・ナンシーに触れる』,松葉・榊原ほか訳,青土社,2006年. 『テーマで読み解く生命倫理』,教育地様,2016年. 丹生谷貴志、「Black/Dark Matter」, 『総特集 ブラック・ライヴズ・マター 現代思想 48(13)』2020, 青土 社, pp.254-260.

ジャン=リュック・ナンシー、『アドラシオン』、メ ランベルジェ眞紀訳, 新評論, 2014年.

東浩紀,『訂正可能性の哲学』,ゲンロン, 2023 年. 霜山博也、「キャンセル・カルチャーと情報化社会における他者性の問題 — 「超越論的な赦し」という概 念から-- 」, 『社会情報システム学シンポジウム (Web) 29th』, 2023 年. メグ・レタ・ジョーンズ, 『忘れられる権利』, 石井 夏生利監訳, 勁草書房, 2021 年.

奥田喜道編著,『ネット社会と忘れられる権利』,現

代人文社, 2016年. ジャック・デリダ. 『死を与える』 廣瀬浩司・林好 雄訳, ちくま学芸文庫, 2009年.